

【1】要旨

「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）として、令和4年5月27日に公布、昨年5月26日に施行されました。  
この法律に基づき、人家等に危害を及ぼしうるエリアを新たに規制区域として指定するための基礎調査を実施し、規制区域（案）を作成しました。

【2】規制区域の範囲

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



国が定めた基礎調査実施要領（規制区域指定編）に基づき調査した結果、県内全域（大分市を除く）を宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に設定します。

【3】許可対象規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に高い高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(1,2を除く)	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(1,2を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(1,2を除く)
イメージ図					

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

※ 許可のほか、各種届出が必要となる場合があるため、具体的には県に確認。

<一時的な土石の堆積>

例えば... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの
イメージ図		

\*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

【4】規制区域（案）



※ 大分市（中核市）は独自で規制区域を指定。

宅地造成等工事規制区域	
特定盛土等規制区域	

【5】規制区域指定予定日

令和7年4月～5月

※ 旧法の経過措置期間が終了する令和7年5月までに、全市町村において規制区域を指定し、盛土規制法の規制運用を開始します。